

# 埼玉県の最低賃金

(平成28年度)

<b>埼玉県最低賃金</b>	時間額 (円)	埼玉県内で働く全ての労働者(特定(産業別)最低賃金が適用される人を除く。)に適用されます。	発効日
	<b>845</b>		28.10.1

特定(産業別)最低賃金	時間額 (円)	下記の人達には、埼玉県最低賃金が適用されます。	発効日
<b>非鉄金属製造業</b> (非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素形材製造業及びその他の非鉄金属製造業を除く。)	<b>884</b>	1 18歳未満又は65歳以上の者	28.12.1
<b>電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</b> (医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)を除く。)	<b>889</b>	2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの	
<b>輸送用機械器具製造業</b> (産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業及びその他の輸送用機械器具製造業(自転車・同部分品製造業を除く。)を除く。)	<b>898</b>	3 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務に主として従事する者	
<b>光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業</b>	<b>897</b>	4 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	
<b>各種商品小売業</b> (百貨店や総合スーパーなどの衣・食・住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業が該当する。)	<b>849</b>	1 18歳未満又は65歳以上の者	
<b>自動車小売業</b> (二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む。)を除く。)	<b>897</b>	2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	

注) 1 最低賃金の対象となる賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・深夜・休日手当、臨時又は1月を超える期間ごとに支払われる賃金は算入されません。

2 著しく労働能力が低い人などについて、埼玉労働局長の許可を受けた場合には、最低賃金の特例許可金額が適用されます。